

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：柱本地域棚田協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

芋谷の棚田

範囲については、別添1のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

##### 1) 耕作放棄の防止

- ・令和6年度までの芋谷の棚田の耕作放棄地について現状を維持する。

##### 2) 担い手の確保

- ・芋谷の棚田における人・農地プランを作成し、令和6年度までに中心経営体への農地集積率を10%増加させる。

##### 3) 付加価値の向上

- ・高野山麓農作物産地化協議会と連携し、芋谷の棚田2,000㎡で高野山麓精進野菜への取り組みによるブランド化を図る。

#### (2) 棚田等の保全に通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### 1) 自然環境の保全・活用

- ・令和6年度までに地元幼稚園及び小学校と連携し、環境教育の一環として農業体験を実施するとともに、新たに棚田ウォーキングや里の生き物観察などのイベントを年1回実施する。
- ・令和6年度までに獣害柵の設置を行い、既存の獣害柵と合わせて合計5haの面積を覆う。  
また、獣害柵は年一度以上点検を行い管理補修に努めるとともに、被害が発生した場合は速やかに発生原因の特定と補修・強化に取り組む。
- ・良好な景観の維持に努める。

#### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

##### 1) 棚田における都市農村交流による関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和6年度までに棚田オーナーへの取り組みを通算10組にする。
- ・芋谷の棚田で農業体験(田植え・稲刈り等)やビオトープ観察イベント等を年間1回から3回程度まで増加させ、都市との交流を行い棚田の魅力を体感してもらうことで関係人口の拡大を図り、地域の活力増加につなげる。
- ・地域外からの棚田への訪問を促し、棚田の持つ多様な魅力と維持保全する取り組みに理解を求めため、棚田カード配布を促進する。

### 3 計画期間

認定の月から令和7年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動計画の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### 1) 棚田等の保全

###### ①耕作放棄の防止

- ・中山間地域等直接支払事業による集落ぐるみの保全活動や新規就農者の参入、担い手への農地集積を行うことで芋谷の棚田の新たな耕作放棄地の発生を防止する。

###### ②担い手の確保

- ・令和4年度までに人・農地プランを作成し、地域の担い手（中心経営体）を決めるとともに、作成後は人・農地プランの実現に向けて年1回話し合いを行い実現を目指す。

###### ③付加価値の向上

- ・栽培の必須となる高野山麓精進野菜栽培講習会等に参加、高野山麓農作物産地化協議会とともに連携し、地域野菜のブランド化や単価の向上を行い、棚田における高付加価値農業を実践する。

##### 2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

###### ①自然環境の保全・活用

- ・地元の幼稚園及び小学校と連携し、棚田で実施する農業体験を通じた環境教育の一環として、生物多様性、食育、伝統文化など棚田の重要性の体感、理解度を高めるとともに将来の担い手となりうる人材の育成に取り組む。
- ・獣害柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。また、被害が発生した場合には害獣の侵入経路の確認、獣害柵の改善を速やかに実施し、地域の獣害に対する耐性を高める。
- ・地域ぐるみの景観の維持につとめ、棚田カードなどを通じた写真撮影者などの来訪客を増やすよう良好な景観の保全に努める。

##### 3) 棚田を核とした棚田地域の振興

###### ①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・SNS等によるPRにより棚田オーナーを増加させ、関係人口の創出・拡大を図る。
- ・芋谷の棚田で集落外の幼稚園児・小学校に向けた自然ふれあいイベント（田植え体験や宿泊体験、収穫感謝祭、里山学校、生物多様性フォーラム）や地域体験ワークショップ（しめ縄づくり等）など、豊かな自然環境を活用して関係人口の創出・拡大を図る。
- ・ウォーキングイベントを開催したり、棚田カードを配布することにより、地域外からの棚田への訪問を促し、棚田の持つ多様な魅力と維持保全する取り組みに理解を得る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない幼稚園児、小学生は、棚田地域活性化のための活動への協力を実施することとする。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名  
柱本地域棚田協議会は地域農業者、農業者団体、地域住民、橋本市、和歌山県で構成。参加者の名称又は氏名については別紙のとおり。
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項